

認可外保育施設等の無償化のご案内（請求の手続き）

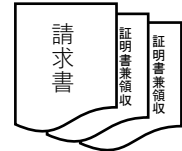
請求の手続き

認定を受けた保護者が、認可外保育施設等の利用料をいったん施設にお支払いし、保護者から奈良市に請求する必要があります。

提出書類

・「①請求書」と「②証明書兼領収証」をご利用の子ども・月ごとに提出します。

提出書類	記入	書類の内容・チェック
①請求書	保護者本人	請求書の書き方は「請求書記入例」および「給付額の計算方法」を参照してください。
②証明書兼領収書	利用した施設等	利用した月(回)数分の証明書兼領収証があることを確認してください。



スケジュール

・令和8年度の申請期間は以下のとおり予定しています。

利用月	申請期間	振込予定
1～3月	4月20日～4月30日	6月下旬
4～6月	7月21日～7月31日	9月下旬
7～9月	10月20日～10月30日	12月下旬
10月～12月	1月20日～1月29日	3月下旬

- ・請求書受付期間中に、郵送、窓口提出、電子申請のいずれかの方法により、子ども給付課認定入所係に提出してください（申請受付期間中必着）。
- ・請求書受付期間中に提出することができなかった場合は、次回の申請時にまとめて提出してください。
- ・請求権は利用月の翌月1日から起算して2年間です。請求権が消滅した分については請求することはできません。

提出先

【窓口提出】奈良市役所子ども給付課窓口（出張所等では取扱いできません）。

【郵送提出】〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

※「奈良市役所子ども給付課行（無償化請求書在中）」とご記入ください。



- ・申請書類は奈良市ホームページより印刷してください。
- ・[幼児教育・保育の無償化制度について - 奈良市ホームページ](https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/1282.html)
(<https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/1282.html>)

【電子申請】



- ・認可外保育施設等の利用のみ
- ・LoGo フォーム電子申請
(<https://logoform.jp/f/PQbRQ>)



- ・在籍園の預かり保育事業と認可外保育施設等の併用
- ・LoGo フォーム電子申請
(<https://logoform.jp/form/p6et/1344693>)

問い合わせ

奈良市役所 子ども給付課 認定入所係

電話：0742-34-5086

子ども給付課へのお問い合わせフォーム ▶

(幼児教育・保育の無償化制度について)



給付額の計算方法

給付額の計算

給付額は、認可外保育施設に支払った金額(a)と一時預かり事業・病児保育・ファミリーサポートセンター事業に支払った対象額(b)を合計した額(c)と、給付限度額(d)を比較して低い方の金額です。

認可外保育施設に支払った金額(a)	認可外保育施設が発行する「証明証兼領収証」の「特定子ども・子育て支援利用料の領収金額」の額です。
一時預かり事業等に支払った金額(b)	一時預かり事業等が発行する「領収証兼証明書」の「特定子ども・子育て支援利用料の領収金額」の額です。
給付限度額(d)	月額 37,000 円 (0~2 歳児の住民税非課税世帯等は 42,000 円)

【計算例】

(ケース 1) ※記入例では令和元年 1 0 月

認定を受けた保護者(3~5 歳児)が、認可外保育施設①を利用して 20,000 円、認可外保育施設②を利用して 10,000 円、病児保育を利用して 5,500 円を支払った場合

20,000 円 + 10,000 円 + 5,500 円 = 35,500 円と (d)37,000 円を比較

→低い方の 35,500 円が給付額です。

(ケース 2) ※記入例では令和元年 1 1 月

認定を受けた保護者(3~5 歳児)が、認可外保育施設①の通常保育を利用して 25,000 円、認可外保育施設①の延長保育を利用して 5,000 円、一時預かりを利用して 12,000 円を支払った場合

25,000 円 + 5,000 円 + 12,000 円 = 42,000 円と (d)37,000 円を比較

→低い方の 37,000 円が給付額です。

【請求書の記入例】

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)(a) ※3	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b)	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d) ※4	請求額(cとdを比較して小さい方)
令和元年 10 月	30,000 円	5,500 円	35,500 円	37,000 円	35,500 円
令和元年 11 月	30,000 円	12,000 円	42,000 円	37,000 円	37,000 円

例外的な対応 (月の途中で認定期間が開始・終了する場合)

該当しない方は、参照は不要です。

月途中で認定期間の開始・終了がある場合は、下記のとおり例外的な対応が必要です。

施設に支払った金額(a)(b)	日額の場合：認定期間中、施設に支払った金額を記入します。 月額の場合：施設に支払った金額を記入します。
月額上限額(d)	月額上限額 × 認定期間中の日数 ÷ その月の日数で日割り計算します。

【計算例】

(ケース 3)

月額 30,000 円を認可外保育施設に支払い。

12 月 10 日までで認定期間が終了。

利用年月日	施設に支払った金額(a)	月額上限額(d)	請求額
令和元年 12 月	30,000 円	11,935 円	11,935 円

※月額上限額の日割り計算：37,000 円 × 10 日 ÷ 31 日 = 11,935 円 (小数点以下、切り捨て)

◆月途中の転入・転出により、奈良市及び他市町村へそれぞれ施設等利用費の給付申請を行う場合は、月額上限額又は施設に支払った金額を超えない範囲での日割り計算が必要となりますので、このケースに該当する場合は事前にお問い合わせください。